

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	うるま市 特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき身体又は精神に法の定める程度の障害(身障手帳1、2、3、4級の一部又は療育手帳A、Bの一部程度の障害)のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 ①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②法による特別児童扶養手当証書に関する事務 ③法第13条の未払いの手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	1 総合福祉システムKKCWEL+ 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という)第9条第1項及び別表66・67の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37・38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】番号法第19条第8号 別表 8・23・26・55・56・95・127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 37・38条 【情報照会】番号法第19条第8号 別表 66・67の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 37・38条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所 総務部 総務政策課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-0606

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所 子ども未来部 子ども家庭課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-4983
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認等を行い当該確認作業を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	Ⅱ 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	2017/3/31	事後	
平成30年6月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	2017/3/31	事後	
令和1年5月13日	表紙、公表日	平成29年7月11日時点	2019/5/24	事後	
令和1年5月13日	I 5. ②所属長の役職名	課長 上江洲 篤	課長 宮城 則子	事後	
令和1年5月13日	Ⅱ 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年5月13日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年5月13日	Ⅳ リスク対策	無し	新設「Ⅳ リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	Ⅱ 1. 対象人数	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年6月9日	I 1. システムの名称	Acrocity特別児童扶養手当	総合福祉WEL+特別児童扶養手当	事後	評価の再実施
令和3年6月9日	Ⅱ 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1000人未満(任意実施)	事後	評価の再実施
令和3年6月9日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月9日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月24日	I 5. ①部署	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ・連	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月24日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年6月16日	I 5. ②所属長の役職名	課長 宮城 則子	こども家庭課長	事後	
令和5年6月16日	I 7. 請求先	総務部 総務課	総務部 総務政策課	事後	機構改革のため
令和5年6月16日	Ⅱ 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年12月25日	I 1. ③システム名称	1 総合福祉WEL+特別児童扶養手当 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	1 総合福祉WEL+特別児童扶養手当 → 総合福祉システムKKGWEL+ 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	事前	
令和6年12月25日	3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という)第9条第1項及び別表第1-46の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という)第9条第1項及び別表第66の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第56条	事後	
令和6年12月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】番号法 第19条第7号 別表第2の第16・26・30・56の2・57・87・116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12・19・30・31・44条 【情報照会の根拠】番号法 第19条第7号 別表第2の第66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条	【情報提供】番号法第19条第8号 別表 8・23・26・55・56・95・127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 9・14・26・27・44条 【情報照会】番号法第19条第8号 別表 66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 38条	事後	
令和7年3月17日	3. 個人番号の利用	・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第56条	・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37・38条	事後	
令和7年3月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 9・14・26・27・44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 37・38条	事後	
令和7年3月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 38条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 37・38条	事後	